

2010

3

社会保険さがし

No.721



今月の記事

- 厚生年金受給者の方に「厚生年金加入記録のお知らせ」をお届けしています。
- ～ ご存じですか? ～国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります!!
- ～ 注意 ～学生の方は、学生納付特例制度があります。
- 佐賀年金事務所内 協会けんぽ窓口 統合のお知らせ
- 健康保険料率・介護保険料率 改定のお知らせ
- 働きながら年金を受給されている65歳以上の方の在職停止の計算方法が、平成22年4月から変わります。
- 佐賀県内の年金事務所 お問い合わせ番号
- 平成22年度第1期 初心者向け社会保険事務講習会のお知らせ
- 年金相談窓口開設等のご案内
- 『ねんきん定期便専用ダイヤル』
0570-058-555
- 各種適用関係届書の送付先

社会保険料は納期内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。



厚生年金受給者の方に 「厚生年金加入記録のお知らせ」をお届けしています。

日本年金機構では、厚生年金の記録について、保険料の計算の基となる標準報酬月額等が事実と異なっている場合があるとの指摘があり、年金受給者の方についても、標準報酬月額等をご確認いただくことが大切であると考え、「厚生年金の加入記録のお知らせ」を送付しております。

送付の対象となる方

- ① 年金を受給している方であって、厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間（受給している年金の種別が遺族給付である方の場合は、当該給付の支給の要件となった被保険者又は被保険者であった方の被保険者期間。）を有する方
- ② 基礎年金番号を有する60歳以上の年金を受給していない方で、厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間を有する方

送付期間 平成21年12月～（約1年間）

送付順序 年齢の高い方から順次、送付します。

※上記に該当する方でも、「ねんきん定期便」が送付された方（送付が予定されている方を含みます。）など、送付の対象とならない場合があります。



お知らせする内容

- ① 厚生年金保険、船員保険及び国民年金の加入履歴
- ② 厚生年金保険及び船員保険の標準報酬月額と標準賞与額の月別状況

お知らせを受け取られた方による手続き

- 今回お示した加入履歴等をご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合には、同封の回答票の該当する部分についてご記入いただき、同封の返信用封筒によりご返送をお願いいたします。
- 「もれ」や「誤り」がない場合には、回答票をご返送いただく必要はありません。
（オレンジ色の封筒でお知らせを受け取られた方は、必ず回答書をご返送いただく必要があります。）

お問い合わせは「ねんきん定期便専用ダイヤル」

0570-058-555へ

※「厚生年金加入記録のお知らせ」についての不審な訪問者や電話等にご注意ください。

ご存知
ですか?

国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります!!

こんなにある特例免除のメリット! まずは申請を!!

メリット1

保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が支給されます。

これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

メリット2

万が一の際にも確かな保障!

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット3

失業者の所得を除外して審査!(7月から翌年6月分までが審査対象)

特例免除とは、通常であれば審査の対象となる失業された本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。

(失業された方以外に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。)

通常の場合



申請者本人の所得 申請者の配偶者の所得 世帯主の所得

特例免除の場合

例(申請者の配偶者が離職の場合)



申請者本人の所得 ~~申請者の配偶者の所得~~ 世帯主の所得

手続き

特例免除は、申請する年度又は前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、住民票のある市区町村役場が年金事務所へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)してください。

また、この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合にも対象となります。

手続きに必要なもの

失業していることを確認できる公的機関の証明の写し
(雇用保険受給資格者証、離職票等)

注意

学生の方は、**学生納付特例制度**があります。

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

(4月から翌年3月までが審査対象)

※佐賀県内の年金事務所は、平成21年10月より国民年金保険料の納付勧奨業務を「キャリアリンク株式会社」に外部委託しています。

佐賀年金事務所内 協会けんぽ窓口 統合のお知らせ

協会けんぽの佐賀市内窓口につきましては、現在、支部および佐賀年金事務所（旧佐賀社会保険事務所）に開設していますが、支部窓口のご利用件数や郵送による受付件数が増加する一方で、佐賀年金事務所内窓口のご利用が少なくなっているため、この度、佐賀年金事務所内窓口を閉鎖し、支部窓口と統合することとしました。

統合に伴い、支部窓口をよりご利用しやすくなるよう相談ブースを増設するなど、一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

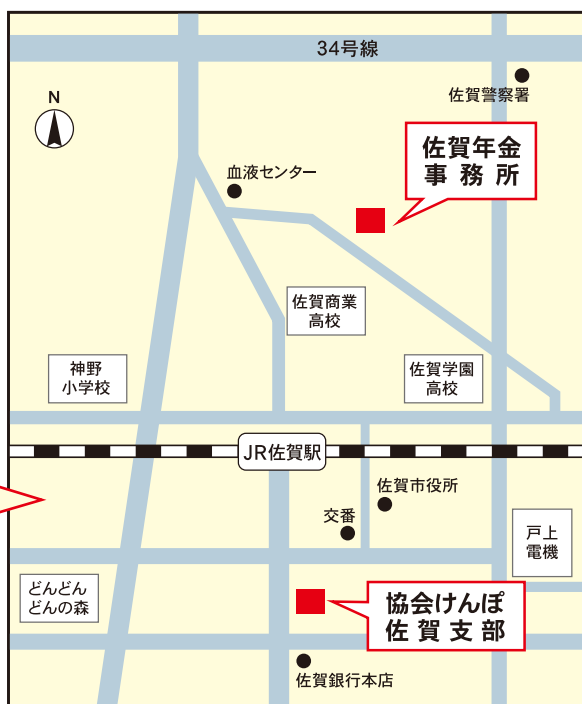
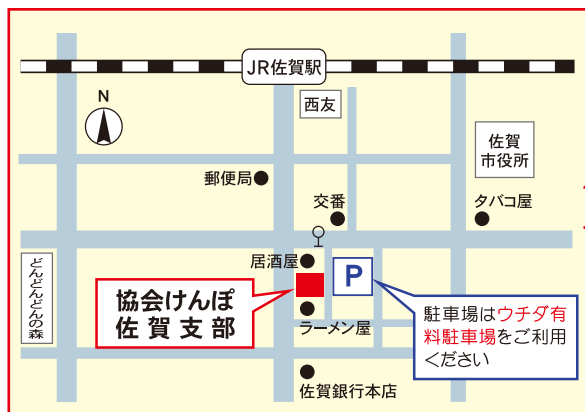
閉鎖する窓口：佐賀年金事務所2階 協会けんぽ窓口
(旧佐賀社会保険事務所)

閉鎖年月日：平成22年6月1日 (5月31日までは通常どおり開設)

- 武雄年金事務所内・唐津年金事務所内の窓口は、従来通り開設いたします。
- すべての申請書は郵送で提出できます。
特に3月～4月は窓口が混雑しますので、便利な郵送をご利用ください。

協会けんぽ佐賀支部窓口のご案内

- 【住所】〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル2階
- 【電話】0952-27-0611
- 【交通】JR佐賀駅南口より徒歩5分
- 【駐車場】ビル東側の「ウチダ有料駐車場」をご利用下さい。駐車券をご用意しています。



※旧健康保険証(オレンジ色)は、平成22年4月1日以降使用できなくなります。

健康保険料率・介護保険料率 改定のお知らせ

協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率は、平成22年3月分より以下の通り改定することとなりましたのでお知らせいたします。

【改定時期】

平成22年3月分～
(平成22年4月納付分～)

【健康保険料率】

8.25%
↓
9.41%

【介護保険料率】

(40歳～64歳が該当)
1.19%
↓
1.50%

健康保険料率改定の背景

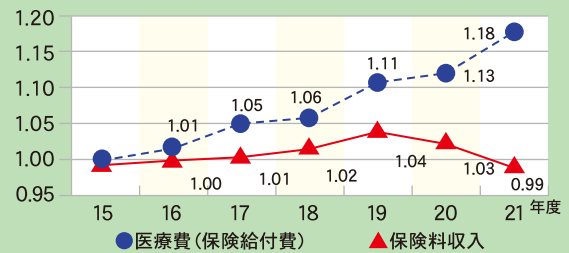
少子高齢化の影響で医療費は年々増加していますが保険料収入は伸びず、支出が収入を上回る状況が続き(図①)、平成19年以降、積立金を取り崩しながら運営していました。(図②)

さらに一昨年秋からの急激な経済危機により保険料収入の基礎となる賃金が予想を越えて大きく減少し、財政が一層悪化しました。

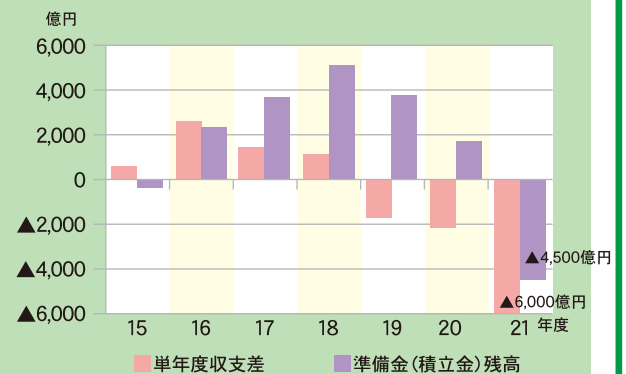
昨年3月末に積立金として1,500億円保有していましたが、これも枯渇し、平成21年度は▲4,500億円という大幅な赤字となり、借入金による運営が避けられません。

協会けんぽでは、保険率の引き上げを出来る限り圧縮するよう、政府・与党などの関係方面に要請を続けて参りました。その結果、平成4年以降暫定的に13%に引下げられてきた国庫補助率を健保法本則上の率16.4%へ戻すなどの制度改正が行われました。これにより引き上げ幅を圧縮できますが、それでも大幅な引き上げをせざるを得なくなりました。

図① 平成15年度を1.00としたときの医療費と保険料収入の推移



図② 単年度収支差と準備金の推移



現在の厳しい家計や企業経営の状況の中で、このような大幅な保険料率の引き上げをお願いすることは大変心苦しいところがございますが、加入者の皆様の医療保険制度を支えるため、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

まだ更新がお済みでない場合は、早急にご連絡ください。



働きながら年金を受給されている**65歳以上**の方の 在職停止の計算方法が、**平成22年4月**から変わります。

名目賃金変動率がマイナスとなったことから、

65歳以上の在職老齢年金の基準となる月額が**48万円**から**47万円**に
平成22年4月(平成22年6月定期支払分)から変更されます。

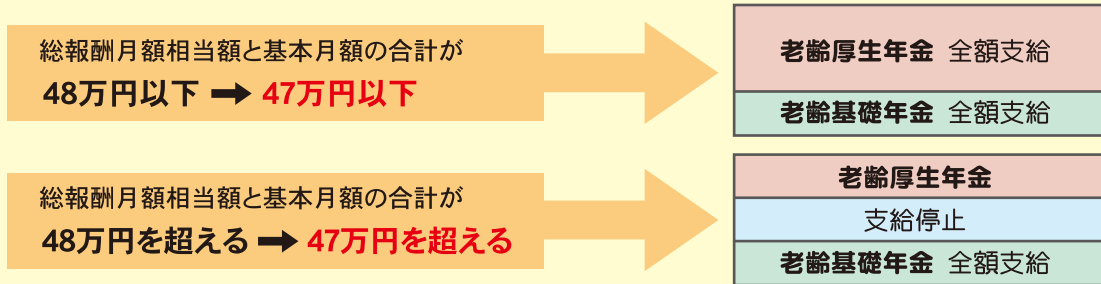
● 65歳以上の方の在職老齢年金の調整(次のように変更になります)

総報酬月額相当額と基本月額の合計が「**48万円**以下であれば」→「**47万円**以下であれば」
年金額は全額支給されます。

総報酬月額相当額と基本月額の合計が「**48万円**を超えると」→「**47万円**を超えると」年金
の支給額が調整されます。

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{標準報酬月額} + \text{その月以前1年間の標準賞与額の合計} \div 12$$

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金} \div 12$$



※なお、このことにより年金支給額に変更がある方については、日本年金機構本部より、個別に「支給額変更通知」が送付されます。

佐賀県内の年金事務所 ご相談内容に応じておかけください

年金事務所名	電話番号	
〒849-8503 佐賀市八丁畷町1-32 日本年金機構 佐賀年金事務所 (旧 佐賀社会保険事務所)	厚生年金の加入などに関するご相談	0952-31-4192
	厚生年金の保険料の納付に関するご相談	0952-31-4193
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0952-31-4194
	年金の請求手続きなどのご相談	0952-31-4191
〒847-8501 唐津市千代田町2565 日本年金機構 唐津年金事務所 (旧 唐津社会保険事務所)	厚生年金の加入などに関するご相談	0955-72-5162
	厚生年金の保険料の納付に関するご相談	0955-75-3231
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0955-72-5163
	年金の請求手続きなどのご相談	0955-72-5161
〒843-8588 武雄市武雄町昭和43-6 日本年金機構 武雄年金事務所 (旧 武雄社会保険事務所)	厚生年金の加入などに関するご相談	0954-23-0122
	厚生年金の保険料の納付に関するご相談	0954-22-5546
	国民年金の加入、保険料などに関するご相談	0954-23-0123
	年金の請求手続きなどのご相談	0954-23-0121

平成22年度 第1期 **初心者向け社会保険事務講習会**

初心者及び社会保険事務経験1～2年の担当者を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

地 区	日 時	会 場
鳥 栖 会場	平成22年4月12日(月)	鳥栖市中央公民館 (鳥栖市宿町807-17)
唐 津 会場	平成22年4月13日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
佐 賀 会場	平成22年4月14日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武 雄 会場	平成22年4月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

実施期間	各会場共通:13:30受付 ▶▶▶ 13:50開始 ▶▶▶ 16:00終了
------	---------------------------------------

募集定員

各会場とも**30名(定員になり次第締め切ります)**

※1事業所2名までの参加でお願いします。

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験1～2年の方

講 師

社会保険労務士

参 加 費

会員事業所は無料(非会員事業所は資料代等として500円)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申込み下さい。

**お申込み
お問合せ**

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL. 0952-26-3171 FAX. 0952-26-3377

第2期 県内4会場にて平成22年7月開催予定
 第3期 県内4会場にて平成22年10月開催予定
 第4期 県内4会場にて平成23年1月開催予定

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会

社会保険事務講習会 参加申込書

会 員 番 号		☎おわかりになる範囲で結構です。
参 加 希 望 会 場 日 時	(佐賀・鳥栖・武雄・唐津) 会場 平成22年 4 月 日 ()	
参加者氏名 (2名まで)		
事 業 所 名		
事業所所在地	〒	
事業所電話番号		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

《年金相談窓口開設等のご案内》

平成22年4月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
				1 鳥栖市役所 予約	2 伊万里市役所 予約	3
4	5	6 鹿島市民会館 予約	7 多久市役所 予約	8 鳥栖市役所 予約	9 伊万里市役所 予約	10 休日相談日
11	12	13 基山町役場 予約	14 有田町役場 (東庁舎) 予約	15 鳥栖市役所 予約	16 伊万里市役所 予約	17
18	19	20 鹿島市民会館 予約	21 多久市役所 予約	22 鳥栖市役所 予約	23 伊万里市役所 予約	24
25	26	27 基山町役場 予約	28 佐賀県陶磁器 工業協同組合 予約	29	30 伊万里市役所 予約	

- : 県内年金事務所の休日相談日(受付時間 9:30~16:00まで)
- : 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」を併設しております。(相談時間 10:00~15:00まで)

出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

県内年金事務所における相談時間

平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00 (休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

☎0952-27-0611

『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555

- ※一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- ※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

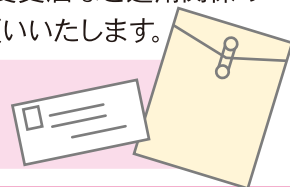
受付時間 ●月~金曜日:午前9時から午後8時まで ●第2土曜日:午前9時から午後5時まで

- ※祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- ※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ※お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- ※このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F
日本年金機構 佐賀事務センター



社会保険料は納期限内に納付しましょう。

平成22年3月分保険料の納付期限は平成22年4月30日(金)です。

ご注意ください!! ※平成22年3月分の社会保険料計算に係る届書は4月5日(月)までに到着するようお願いください。その後に到着した場合は平成22年3月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。